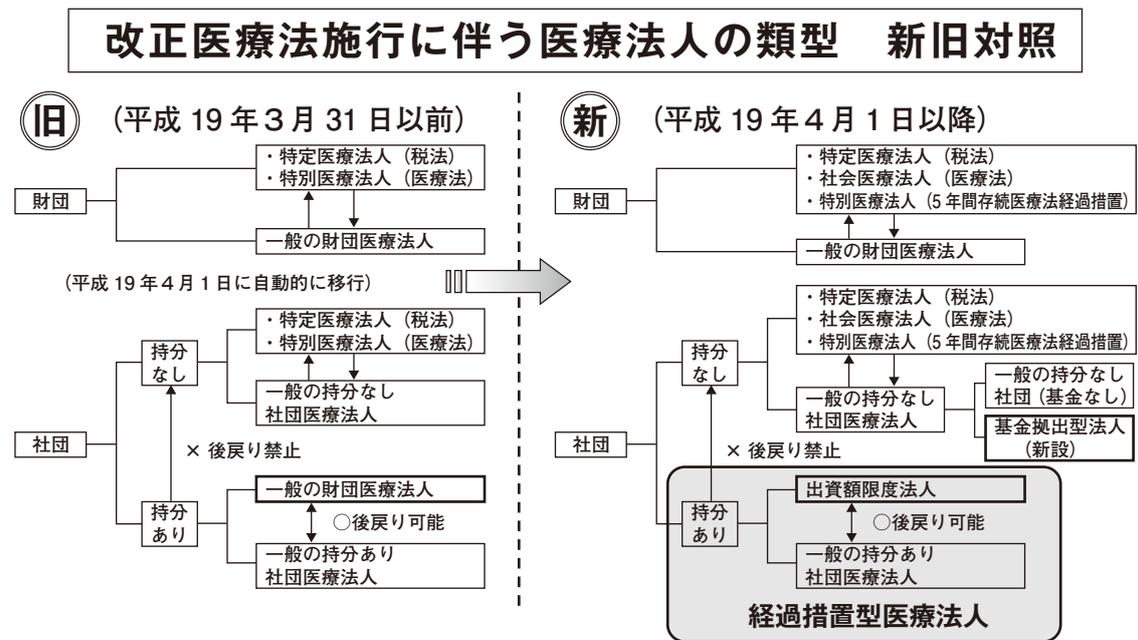


# 第1章

# 医療法人の基礎知識

## 医療法人の基礎知識① ～医療法人の類型～

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人です。医療法人の類型については、統一された呼称があるわけではありませんが、ここでは、代表的と思われる呼称を用いてその概要を解説します。次の図表は、現在の医療法人の類型を一覧に示したものです。



出所：青木恵一「医療法人の設立・運営・承継と税務対策」を一部改変

### ① 法人としての形態に着目した類型

医療法人の最も基本的な区分として、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があります。

このうち、社団たる医療法人が医療法人全体の大多数を占めているのが現状です（平成 22 年 3 月末現在では、全医療法人のうち 99.1% 以上が社団たる医療法人）。

なお、医療法人の名称には、よく「医療法人社団」という言葉が用いられていますが、これは、社団たる医療法人であることを示すものです。

### ② 社団たる医療法人の類型

社団たる医療法人（以降、社団医療法人）は、出資持分の有無という観点から、「出資持分のある医療法人」と「出資持分のない医療法人」に区分することができます。

また、出資持分のある医療法人の中には、「出資額限度法人」という類型があり、出資持分のない医療法人の中には、「基金制度を採用した医療法人」という類型があります。

### ③ 医療法や税法に基づく特別な類型

医療法を根拠とする「社会医療法人」、租税特別措置法を根拠とする「特定医療法人」という特別な類型があります。

これらは、医療法や租税特別措置法が要求する厳格な要件をクリアした医療法人のみが成ることのできる類型で、いずれも出資持分はありません。

※上記に示したもの以外に、「特別医療法人」という類型もありますが、平成24年3月31日をもって廃止されることになっているため、ここでは割愛します。

それでは、以下に具体的な医療法人の類型ごとに解説します。

#### ● 出資持分のある医療法人

社団医療法人であって、その定款に出資持分に関する定め（通常は、①社員の退社に伴う出資持分の払戻し、及び、②医療法人の解散に伴う残余財産の分配に関する定め）を設けているものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正により、出資持分のある医療法人の新規設立はできなくなりましたが、既存の出資持分のある医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、これらは「経過措置型医療法人」と呼ばれることもあります。

このような経過措置型医療法人は、平成22年3月31日現在、社団医療法人の93.3%を占めています。

#### ● 出資額限度法人

出資持分のある医療法人であって、社員の退社に伴う出資持分の払戻しや医療法人の解散に伴う残余財産分配の範囲につき、払込出資額を限度とする旨を定款で定めているものをいいます。

出資額限度法人は、出資持分のある医療法人の一類型ですが、医療法人の財産評価額や社員の出資割合にかかわらず、出資持分の払戻請求権及び残余財産分配請求権の及ぶ範囲が、当該社員が実際に出資した額そのものに限定される点に特徴があります。

#### ● 出資持分のない医療法人

社団医療法人であって、その定款に出資持分に関する定めを設けていないものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正により、社団医療法人を新規設立する場合は、出資持分のない医療法人しか認められないことになりました。

## ●基金制度を採用した医療法人

出資持分のない医療法人の一類型であり、法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより、基金の制度を採用しているものをいいます。基金拠出型法人などと呼ばれることもあります。

平成19年施行の第五次医療法改正で新たに導入された類型であり、基金の拠出者は、医療法人に対して劣後債権に類似した権利を有するに過ぎません。

第五次医療法改正後に医療法人を新設するケースにおいては、基金制度を採用した医療法人の形態をとることが一般的になっていると思われます。なお、後述の社会医療法人や特定医療法人は基金制度を用いることはできませんので、基金制度を採用した医療法人が、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合には、基金を拠出者に返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要になります。

**※基金とは：**社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して医療法施行規則第30条の37及び第30条の38並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいいます。

出資持分のある医療法人から基金制度を採用した医療法人へ移行する場合、もともとの出資額にその時の時価評価額を使うと配当所得が発生する場合があるので注意が必要です。

## ●特定医療法人

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人をいいます。昭和39年に創設された類型で、社団医療法人でも財団医療法人でも承認対象となり得ますが、社団医療法人については、出資持分のない医療法人であることが必要です。

後出の社会医療法人同様、承認の要件は厳格ですが、国税庁長官の承認を得られれば、法人税の軽減税率が適用されるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。

## ●社会医療法人

医療法人のうち、医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正において新設された類型で、社団医療法人でも財団医療法人でも認定対象となり得ますが、社団医療法人については、出資持分のない医療法人であることが必要です。

社会医療法人の認定要件は厳格ですが、その認定を受けると、本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、医療法第42条の2第1項柱書に定める収益業務を行うことも認められます。

参考：医療法人の合併とは

法定の手續に従い、当事者たる医療法人の一部又は全部が解散し、清算手續を経ることなく、その財産を包括的に存続医療法人（吸収合併の場合）又は新設医療法人（新設合併の場合）に移転するとともに、その社員が存続医療法人又は新設医療法人の社員となる組織再編行為です（医療法第57条以下）。

合併は、医療法に定められている医療法人の唯一の組織再編行為であり、①当事医療法人のうちの一つが存続し、他の当事医療法人が解散する「吸収合併」と、②当事医療法人の全部が解散し、それと同時に新たな医療法人が設立される「新設合併」の2種があります。

合併は、社団医療法人相互間、及び、財団医療法人相互間においてのみ可能であり、社団医療法人と財団医療法人との間での合併はできません（医療法第57条第1項及び第2項）。

### 医療法人の合併における組織形態

		合併法人			
		社団		財団	
		持分あり（経過型）	持分なし		
被合併法人	社団	持分あり（経過型）	持分あり（経過型） 又は持分なし選択可	持分なし	×
		持分なし	持分なし	持分なし	×
	財団	×	×	財団	

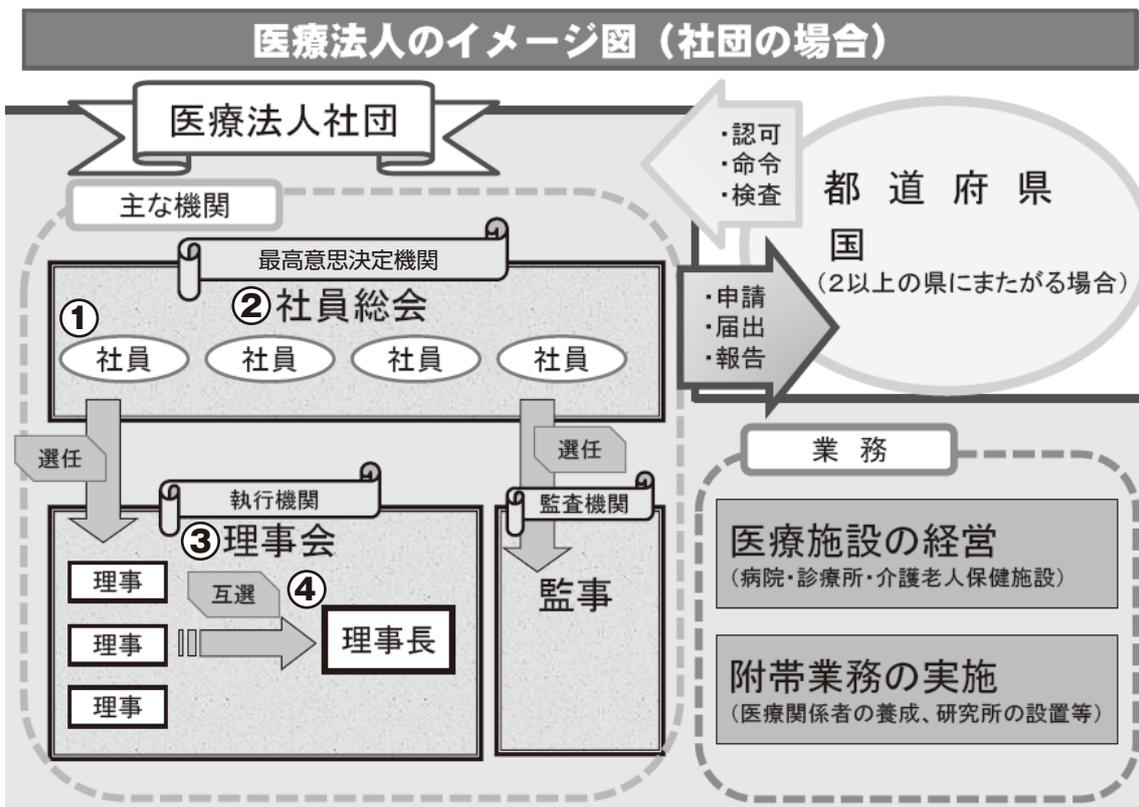
## 医療法人の基礎知識②

### ～医療法人の管理運営に関わる基礎知識～

それでは続いて、社団医療法人の構成及び管理運営面に関する基礎知識を確認しましょう。社団医療法人とは、その実体が社団（一定の目的のもとに結合した人の団体）である医療法人をいいます。社団医療法人には、構成員である社員のほか、医療法の定めにより、社員総会、理事・監事、理事長などが置かれることになっています。また、後記のとおり、理事会も設置されているのが一般的です。

最もポピュラーな「社団」といえば株式会社であると思われませんが、社団医療法人の基本的なガバナンスの仕組みは株式会社に類似しており、社員→株主、社員総会→株主総会、理事→取締役、理事会→取締役会、監事→監査役、理事長→代表取締役と置き換えてみると、イメージが掴みやすいでしょう。ただし、株式会社においては、社員権（株主権）を細分化した割合的単位である株式が存在し、これと社員（株主）の地位が不可分に結合しているのに対し、社団医療法人には株式に相当する概念が存在しないなど、両者には大きな相異も存在します。

社団医療法人における、社員総会と社員、理事会と理事の関係性を表した図表が次の「医療法人のイメージ図」です。



出所：厚生労働省 社会保障審議会資料より

以下に、社団医療法人を構成する要素を解説します。

### ●社員（イメージ図①）

社団医療法人の構成員をいいます。

社員たる資格の得喪については、定款で規定されることになっています（医療法第44条第2項第7号）。

なお、出資持分のある医療法人においても、社員の地位は出資持分と結合しておらず、出資持分を全く有しない社員も存在し得ます。

### ●社員総会（イメージ図②）

社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関です（医療法第48条の3第7項等参照）。

社員総会においては、株式会社等のような資本多数決の原理はとられておらず、社員は出資持分の有無や額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（医療法第48条の4第1項）。

### ●理事・監事

医療法人に設置が義務づけられている役員であり、その員数は、理事が原則3名以上、監事が1名以上とされています（医療法第46条の2第1項）。

医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決することとされていますが（医療法第46条の4第3項）、理事による合議等のための機関として、理事会が設けられているのが一般的です。

他方、監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（医療法第46条の4第7項）。

なお、社団医療法人の場合、旧厚生省・厚生労働省のモデル定款に準拠し、理事・監事を社員総会において選任することとしているのが通常です。

### ●理事会（イメージ図③）

理事によって構成される合議体です。

医療法上の機関ではありませんが、旧厚生省・厚生労働省のモデル定款や寄附行為例にも定めがあることから、多くの医療法人において設置されています。

### ●理事長（イメージ図④）

医療法人を代表し、その業務を総理する理事であり（医療法第46条の4第1項）、社員総会の招集権限等も有しています。理事長は、通常、理事の互選により選出されますが、原則として、医師又は歯科医師である理事のうちから選出される必要があります（医療法第46条の3第1項）。ただし、都道府県知事の認可を受ければ、医師又は歯科医師以外の理事でも理事長になることができます。

## 医療法人の基礎知識③ ～出資と出資者について～

出資者とは、社団医療法人の設立時もしくは設立後に出資を行った者です。

社員と出資者は必ずしも一致しません。出資をしなくても社員となれます。

出資持分の相続を受けたものが社員でないとする問題が生じますので、注意が必要です。一般的には、相続を受けていながら、社員となれない場合、遡って被相続人の出資持分の払戻請求が起きる可能性がありますので、事前の話し合いが必要です。

### ●出資持分とは

社団医療法人に出資した者が、当該医療法人の資産に対し、出資額に応じて有する財産権をいいます（ただし、前記のとおり、社団医療法人であっても、出資持分が存在しないものや、出資持分の及ぶ範囲が制限されているものもあります。）。

出資持分は、経済的価値を有する財産権であり、定款に反するなどの事情がない限り譲渡性が認められ、贈与税や相続税の課税対象ともなり得ますが、定款の規定に基づく払戻請求権や残余財産分配請求権として行使されるのが最も典型的な権利の発現形態であるといえます。

なお、出資持分は、株式等とは異なり、社員の地位と結合した概念ではないことに注意が必要です。

●出資持分の放棄とは、以上のような財産権を放棄することを意味します。

### ●出資持分の払戻請求権

社団医療法人において、出資持分を有する者が、当該医療法人の定款の定めに基づき、当該医療法人に対して、自己の出資持分に相当する財産の払戻しを求めることができる権利であり、「出資持分の返還請求権」などと呼ばれることもあります。

出資持分の払戻請求権に関する定款の定めとしては、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」という旧厚生省の〔改正前〕社団医療法人モデル定款第9条と同趣旨の規定が置かれているのが通常ですので、出資持分の払戻請求権は、出資を行った社員が退社した場合に発生するのが一般的であるといえます。また、上記モデル定款と同趣旨の定款規定が存する場合、出資持分の払戻請求権の金額は、退社時点における当該医療法人の財産評価額に、同時点における当該退社社員の出資割合を乗じて算定されることとなります（ただし、当該退社社員が中途入社しているケースにおいては、別の考え方もあり得ます。）。

なお、定款の定めにより、出資持分の払戻請求権の上限が払込出資額そのものに限定されていることもあります（前出の出資額限度法人）。

## ●出資持分の払戻しに伴う課税関係

出資持分の払戻額から当該出資持分に係る払込済出資額を差し引いた金額は配当所得とされ、払戻しを行う医療法人は、かかる配当所得の20%相当額を源泉所得税として納付しなければなりません。

また、出資持分の払戻しを受けた者は、上記の配当所得につき、他の所得と一緒に確定申告を行う必要があります。

なお、出資持分のある医療法人の設立後に追加出資や出資持分の払戻しが行われて出資総額の増減が生じた場合は、その後における出資持分の払戻しの際に一部譲渡所得の生じることがあります。

## ●出資持分と相続税

出資持分については、社員の退社に伴う払戻しや医療法人の解散に伴う残余財産の分配が生じ得ることから、財産価値を有するものとして、相続税の課税財産に含めることとされています。

医療法人の財産状況等によっては、出資持分の相続財産としての評価額が巨額に上る可能性もあり、そのような場合には、医療法人の円滑な事業承継が阻害されることにもなりかねません。

## ●出資持分のない医療法人への移行に伴う贈与税

出資持分のある医療法人が定款変更を行って出資持分のない医療法人に移行する際に、出資持分を有する社員がその出資持分を放棄した場合、一定の要件を満たさないときは、相続税法第66条第4項の規定により、当該医療法人に贈与税が課税されることになります。

このような贈与税の課税問題は、出資持分のない医療法人への移行を検討する際、大きな障害要因となる可能性があります。